

～ 京都市中小企業融資制度一覧～ (京都市・京都府協調融資制度)

(平成31年4月1日時点)

【経営あんしん(セーフティネット)融資】～小規模企業や、経営改善に取り組んでおられる方、災害により被害を受けられた方

対象者	資金名	区分等	金利	融資期間	融資限度額	保証料率 (保証協会の信用保証が必要です。)		
小規模企業の方 (※1)	小規模企業おうえん資金	ベース枠 (無担保無保証人)	1.2%(固定)	運転資金・設備資金 10年以内 (据置期間6箇月以内)	ベース枠 2,000万円	事業実績 6箇月以上 1年未満の方は 合計500万円	年0.5%～年1.8%	保証料率割引制度(※3)御利用で 年0.2%又は年0.3%引下げ
		ステップアップ枠 (無担保)	1.7%(固定) (※2)		ステップアップ枠 2,000万円		年0.45%～年1.65%	
売上減少等して いる方、借換希望 の方	あんしん借換資金	緊急枠 (売上高減少、原材料費高騰 など)	1.8%(固定)	運転資金・設備資金 10年以内 (据置期間2年以内)	緊急枠 有担保2億円, 無担保8,000万円	セーフティネット枠 【別枠】 有担保2億円, 無担保8,000万円	年0.45%～年2.0%	保証料率割引制度(※3)御利用で 年0.1%又は年0.2%引下げ
		セーフティネット枠(※4) (不況業種指定等, セーフティネット 保証が適用される場合)	新規1.2%(固定) 借換1.8%(固定)				年0.75%, 年0.9%	
災害復旧に 必要な資金	災害対策緊急資金	市町村長の発行する「り災(被災) 証明書」等を受けている場合	0.9%(固定)	運転資金・設備資金 10年以内 (据置期間2年以内)	有担保2億円, 無担保8,000万円		年0.35%～年1.6%	

【産業活力推進(政策支援)融資】～開業や経営承継などを考えておられる方

開業・経営承継 を行う方	開業・経営承継支援資金	開業 ①経営支援等を受け、開業・分社化する場合【支援型】 ②市内で新たに開業・分社化する場合【一般型】	1.2%(固定) (※5) ③「経営承継 借換型」は 金融機関 所定金利	運転資金・設備資金 10年以内 ③「経営承継借換型」は 20年以内 (据置期間2年以内)	開業 ①2,000万円(※5) ②1,500万円(事業開始前の場合は 自己資金の範囲内)	年0.5%(一律)
		事業転換・多角化 事業転換・多角化する場合			2,000万円	年0.45%～年1.65% (③は年0.45%～1.70%)
新事業、 ソーシャル ビジネス、 伝統産業等に 取り組む方	京都市関連認定制度資金 (京都市独自制度)	経営承継 ①経営支援等を受け、経営承継をする場合【支援型】 ②都道府県知事の認定を受け、事業用資産等 を取得する場合【一般型】 ③経営承継計画を作成し、当該計画に実際に着手 している場合【借換型】	1.2%(固定)	運転資金・設備資金 10年以内 (据置期間1年以内)	経営承継 ①有担保2億円, 無担保8,000万円(※5) ②【別枠】有担保2億円, 無担保8,000万円(※6) ③有担保2億円, 無担保8,000万円	年0.45%～年1.9%
		①Aランク認定企業 ②オスカー認定企業 ③知恵創出「目の輝き」企業認定事業者 ④これからの1000年を紡ぐ企業認定事業者 ⑤伝統産業設備改修等補助金交付決定者 ⑥京都市スタートアップ支援ファンドの投資企業			2億円 (うち運転資金は8,000万円)	年0.45%～年1.65%
本社・工場・ 開発拠点又は 研究所を新増設 される方	京都市企業立地促進資金 (京都市独自制度)	製造業、ソフトウェア業又は情報処理サー ビス業を営む方で、京都市企業立地推進 担当から「適格通知書」の発行を受けた方	金融機関 所定金利	設備資金 15年以内 (据置期間1年以内)	5億円	年0.45%～年1.9% (必要に応じて保証協会の信用保証が必要です。)
構造改善等 に取り組む 和装関連業者 の方	京都市和装産業取引改善等 特別資金	市内で和装関連卸売業、製造業を営み、和装業 界の取引関係の正常化、構造改善等に取り組む 方で、取引・構造改善計画書等を作成された方	1.7%以内 (固定)	運転資金 10年以内 (据置期間1年以内)	2億円 (京都府の同制度と併用して 4億円以内)	年0.45%～年1.9% (必要に応じて保証協会の信用保証が必要です。)

★その他、地域産業振興特区資金(国の認定特区支援利子補給金制度について、京都市から確認書の発行を受けることが必要。1企業当たり10億円以内、年利1.7%以内(固定)、融資期間5年以上10年以内)があります。

【中小企業支援(事業成長・持続支援)融資】～一般的な事業資金(長期・固定金利)を希望される方

一般的な 事業資金を希望 される方	一般資金	①市内で事業を実施している場合 ②「経営力向上計画」を策定し、国の認定を 受けている場合	金融機関 所定金利(固定) (※2)	運転資金・設備資金 10年以内 (据置期間1年以内)	①有担保2億円, 無担保8,000万円 ②【別枠】有担保2億円, 無担保8,000万円	①年0.45%～年1.85% ②年0.7%(一律)	保証料率割引制度(※3)御利用で 年0.1%又は年0.2%引下げ
-------------------------	------	--	--------------------------	----------------------------------	---	------------------------------	-------------------------------------

※1 従業員20人(商販・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く。))は5人)以下の中小企業者(事業協同組合などの組合やNPO法人も対象となります。)

※2 金利優遇制度対象(年0.2%引き下げ、非正規雇用労働者の正規雇用化を図る場合や、ISO14001認証取得企業などが対象となります。)

※3 応援割引。商工会議所・商工会・地域ビジネスサポートセンター、京都府中小企業団体中央会、京都産業21(中小企業応援隊)の経営支援を受ける場合、保証料率を引下げます。(保証料率の引下げが最大となるのは、保証協会による会計参加を設けている会社に対する保証料割引と併用した場合)

※4 市町村長の認定を受けていただく必要があります。

※5 取扱金融機関からの独自融資での借入が決定している場合は、金融機関所定金利(固定)、融資限度額は独自融資での借入額の範囲内となります。

※6 都道府県知事の認定を受けた中小企業者の代表者個人及び経営を承継しようとする事業を営んでいない個人への融資は、一般枠での御利用となります。